

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1143号)

平成25年1月17日

横情審答申第1143号

平成25年1月17日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成24年6月8日消危管第2857号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「平成20年度支出命令書（支出登録番号21154-2）」ほかの開示決定及び  
一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が「平戸町町内会への「町の防災組織」活動費補助金に係る支出負担行為及び支出命令（平成20～23年度分）」の開示請求に対し、別表1に示す文書を特定し文書1を開示した決定及び文書2から文書6までを一部開示とした決定について、横浜市長が別表1に示す文書及び別表2に示す文書を改めて特定したことは妥当である。また、横浜市長が文書5を一部開示とした決定について、横浜市長がなお非開示とすべきとしている部分は、非開示とすることが妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平戸町町内会への「町の防災組織」活動費補助金に係る支出負担行為及び支出命令（平成20～23年度分）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年2月3日付で文書1を特定して行った開示決定及び文書2から文書6まで（文書1から文書6までを総称して以下「本件申立文書」という。）を特定して行った一部開示決定（開示決定及び一部開示決定を総称して以下「本件処分」という。）について、本件申立文書に加え、さらに行政文書を特定し、開示を求めるといふもの及び文書5を一部開示とした決定の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定した理由及び横浜市に保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため、文書5を一部開示とした理由は次のように要約される。

## (1) 本件申立文書の特定について

本件請求の対象となる行政文書は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第146条による支払済証書の整理を受けて完了する支出命令書発行に関する会計書類と解し、支出命令書及び関連書類を特定し、本件処分を行った。

本件異議申立てを受けて、改めて本件請求の内容を検討したところ、支出負担行為及び支出命令の定義を誤認していたことが判明した。そこで、再度、特定すべき

対象行政文書を整理のうえ、「町の防災組織」活動費補助金（以下「本件補助金」という。）の交付を決定した起案文書及び本件補助金の支出を決定した起案文書として別表2に示す文書を追加して特定し、平成24年4月3日に開示決定、一部開示決定及び非開示決定（以下「本件追加決定」という。）を行い、同日に開示決定及び一部開示決定をした文書について開示の実施を行った。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件異議申立ての対象となる非開示部分は、文書5の個人の氏名、住所及び肩書である。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できることから、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当せず、非開示とした。しかしながら、本件の異議申立てを受けて、改めて本件申立文書の非開示部分を検討したところ、個人の住所のうち、認可地縁団体である団体代表者の住所並びに自治会館及び町内会館の所在地が記載されている箇所があり、その部分については、本号に該当しないと判断されることから、当該部分は、開示に改めることとする。

(3) 条例第7条第2項第3号ア及び第4号の該当性について

本件異議申立ての対象となる非開示部分は、文書5の振込先金融機関名、支店名、口座種別及び口座番号である。

これらの情報は、団体の内部で処理する経理口座に係る情報であるため、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから本項第3号アに該当する。

また、当該情報は、団体、団体の代表者又は団体の経理の業務を司る個人の保有する金融機関口座に係る情報であるため、公にすることにより団体又は団体に所属する個人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがある情報であることから本項第4号に該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 実施機関は「支出負担行為」及び「支出命令」に係る文書の全てを文書1から文書6までとして特定しているが、執行伺、支出命令に係る起案文書などの特定漏れがあることを争う。また、文書5については、非開示部分について争う。

- ア 平戸町町内会（以下「本件町内会」という。）に係る「町の防災組織」活動費補助金交付申請書が含まれる平成20年度～平成22年度各々の予算の「執行伺」（横浜市予算、決算及び金銭会計規則第35条第1項）について、起案文書表紙、本文、補助金申請先・補助金額等一覧（それに類するものを含む）、紙添付文書表紙及び「証査票」を開示文書として特定し、開示する旨の決定の処分を求める。
- イ 文書1に係る平成20年度～平成22年度各々の起案文書について、起案文書表紙、本文、紙添付文書表紙及び「支払済書」を開示文書として特定し、開示する旨の決定の処分を求める。
- ウ 申立人の開示請求内容に明記されている「平戸町町内会への「町の防災組織」活動費補助金に係る支出負担行為及び支出命令（平成23年度分）」について、文書として特定し、開示・非開示の判断をした上で、その決定の処分を求める。
- エ 文書5の一部開示決定を取り消す、との決定を求める。
- オ 文書5による各々の一部開示文書中、「住所」欄について、その住所が自治会・町内会の所在地である場合又は自治会・町内会が認可地縁団体である場合には開示する旨の決定の処分を求める。
- (2) 平成24年2月3日に実施機関から開示を受けた際、上記アからウまでに係る文書が特定されていなかったため、その場で上記オも含め、追加の開示決定を求めた。それを受けて担当者は、追って返答するとのことであったが、半月以上経った今も連絡は無い。
- (3) 「支出命令」もまた「支出負担行為」と同様に地方自治法（昭和22年法律第67号）上で定義された概念である。よって、本件請求のように、これらの「行為」を示す語をもって本件請求に係る文書名としたとしても、「行為」の内容が明らかであるから、「支出負担行為にかかわる一切の文書」及び「支出命令にかかわる一切の文書」の意を含むものとして、文書を特定するに十分足りる。行政文書を開示請求するときは、まず行政文書目録検索システムによって検索し、文書件名を確認するのが通常であるが、本件の場合には、類似のものが無数に存在し、本件町内会に係る文書件名を特定できなかった。しかしながら、実施機関においては文書件名を特定することは容易であったし、本件は、本件町内会を補助対象とする「執行伺」と「支出命令に係る起案文書」を特定の上、交付申請書等の添付書類のうち、本件町内会以外の自治会町内会分を除いて開示すれば足りたはずである。
- (4) 平成23年度分については開示請求に係る対象文書として明記しているにもかかわらず

らず、処分がなされていない。

## 5 審査会の判断

### (1) 横浜市「町の防災組織」活動費補助金について

実施機関では自治会・町内会又はこれに準ずる組織団体を、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき策定した横浜市防災計画「震災対策編」において、「町の防災組織」として自主防災組織と位置づけている。

実施機関では町の防災組織が行う災害防止に係る自主的活動を支援するため横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱（平成18年4月1日総危第10398号）を定め、本件補助金を交付している。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、消防局危機管理室危機管理部危機管理課が保有する本件補助金の申請や支出などに係る文書のうち、本件町内会に係る文書である。

文書1は、平成20年度から平成22年度までの支出命令書である。文書2は、平成20年度から平成22年度までの交付申請書である。文書3は、平成20年度から平成22年度までの交付決定通知書である。文書4は、平成20年度から平成22年度までの補助金請求書である。文書5は、平成20年度から平成22年度までの本件補助金に係る振込リストであり、本件町内会以外にも他の町内会等の情報が掲載されている。文書6は、平成21年度の集合命令金額債権者表である。

### (3) 本件追加決定及び本件諮問案件に係る審議について

申立人は、本件申立文書について、文書の特定に漏れがあることを争うとし、平成20年度から平成22年度までに係る文書について執行伺、支出命令等の起案文書などを特定すべきであること及び平成23年度に係る文書を特定すべきであることを主張している。実施機関は、本件異議申立てを受けて、本件追加決定を行っている。本件追加決定は、本件処分に追加して行われたものであり、同一の開示請求に対してなされたものであること、また、本件異議申立ては取り下げられていないことから、申立人は本件申立文書及び別表2に示す文書以外にも本件請求に係る文書が存在することを主張しているものと解される。

また、申立人は、本件処分における非開示情報のうち、文書5に係る非開示部分を争うと主張している。実施機関は、文書5について個人の氏名、住所及び肩書並びに振込先金融機関名、支店名、口座種別及び口座番号を非開示としているが処分理由説明書において、個人の住所のうち認可地縁団体である団体代表者の住所並び

に自治会館及び町内会館の所在地は開示に改めると説明している。

以上を踏まえ、当審査会としては、実施機関が本件申立文書及び別表 2 に示す文書を特定したことの妥当性並びに文書 5 の非開示部分のうちなお実施機関が非開示とすべきとしている部分の非開示条項の該当性について判断することとする。

(4) 本件申立文書及び別表 2 に示す文書の特定について

ア 実施機関は、本件処分において支出命令書、交付申請書等の文書を特定しており、当該文書に係る起案文書は特定していなかった。しかし、実施機関は、本件異議申立てを受けて、平成20年度から平成23年度までの本件補助金の交付を決定した起案文書及び平成20年度から平成22年度までの本件補助金の支出を決定した起案文書を特定し、開示決定及び一部開示決定を行っている。また、実施機関は本件請求時点では平成23年度に係る支出行為を行っていないとし、平成23年度の本件補助金の支出を決定した起案文書については、不存在による非開示決定を行っている。

イ 当審査会で確認したところ、文書 2 及び文書 3 は本件補助金の交付を決定した起案文書を構成する文書の一部であること並びに文書 1 及び文書 4 から文書 6 までは本件補助金の支出を決定した起案文書を構成する文書の一部であることが認められた。

したがって、実施機関は、申立人が求める本件申立文書に係る起案文書及び平成23年度に係る文書を特定したと認められるため、本件請求に対し本件申立文書及び別表 2 に示す文書を特定したことは妥当である。また、本件申立文書及び別表 2 に示す文書以外に本件請求に係る文書の存在を推認させる事情は認められなかった。

(5) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 個人の住所は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。

実施機関が開示に改めると説明している情報以外の個人の住所については、本号ただし書のいずれにも該当しない。

また、個人の氏名及び肩書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別

することができる情報であるため、本号本文前段に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

(6) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、振込先金融機関名、支店名、口座種別及び口座番号は本号に該当すると主張している。当審査会が文書5を見分したところ、団体、団体の代表者又は団体の経理担当の金融機関口座に係る情報であることが認められた。これらの情報は、公にすると第三者に悪用されて、当該団体等の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

ウ なお、実施機関は、団体に係る振込先金融機関名等の情報については、同項第3号アの該当性についても主張するが、本号に該当するため、判断するまでもない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、開示及び一部開示とした決定について、実施機関が本件申立文書及び別表2に示す文書を改めて特定したことは、実施機関において本件申立文書及び別表2に示す文書以外に本件請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないことから妥当であると判断した。また、実施機関が文書5を条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するとして一部開示とした決定について、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分は条例第7条第2項第2号及び第4号に該当すると認められることから妥当であると判断した。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

別表 1 本件申立文書

文書 1	平成20年度支出命令書（支出登録番号21154-2） 平成21年度支出命令書（支出登録番号20894-0） 平成22年度支出命令書（支出登録番号19109-2）
文書 2	平成20年度「町の防災組織」活動費補助金交付申請書（受付番号1007） 平成21年度「町の防災組織」活動費補助金交付申請書（受付番号1007） 平成22年度「町の防災組織」活動費補助金交付申請書（受付番号1007）
文書 3	平成20年度「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書 平成21年度「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書 平成22年度「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書
文書 4	平成20年度「町の防災組織」活動費補助金請求書（受付番号1007） 平成21年度「町の防災組織」活動費補助金請求書（受付番号1007） 平成22年度「町の防災組織」活動費補助金請求書（受付番号1007）
文書 5	平成20年度「町の防災組織」活動費補助金振込リスト 平成21年度「町の防災組織」活動費補助金振込リスト 平成22年度「町の防災組織」活動費補助金振込リスト
文書 6	平成21年度集合命令金額債権者表（支出登録番号20894-0）

別表2 実施機関が平成24年4月3日に追加決定した文書

文書名	開示決定等
<p>「平成20年度安地第516号 平成20年度「町の防災組織」活動費補助金の交付について(第5回)」のうち次の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>起案用紙</li> <li>照査票</li> <li>平成20年度「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(案)</li> <li>平成20年度「町の防災組織」活動費補助金請求書様式</li> <li>「町の防災組織」活動費補助金請求書の締切日について(案)及び請求書提出先案内文</li> <li>「町の防災組織」活動費補助金請求書の締切日について及び請求書提出先案内文</li> <li>横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱</li> <li>横浜市補助金等の交付に関する規則</li> <li>紙添付文書表紙</li> </ul>	開示
<p>「平成20年度安地第766号 支出命令書(支出命令番号21154-2)(町の防災組織活動費補助金(6月追加2))」のうち次の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>起案用紙</li> <li>支払済書</li> <li>紙添付文書表紙</li> </ul>	開示
<p>「平成21年度安危管第813号 平成21年度「町の防災組織」活動費補助金の交付について(第10回目)」のうち次の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>起案用紙</li> <li>紙添付文書表紙</li> <li>照査票</li> <li>平成21年度「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(案)</li> <li>平成21年度「町の防災組織」活動費補助金請求書様式</li> <li>「町の防災組織」活動費補助金請求書の締切日について(案)及び請求書提出先案内文</li> <li>「町の防災組織」活動費補助金請求書の締切日について及び請求書提出先案内文</li> <li>横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱</li> <li>横浜市補助金等の交付に関する規則</li> <li>横浜市補助金等の交付に関する規則に係る注意事項(同規則抜粋及び横浜市補助金等の交付に関する規則の一部改正について)</li> </ul>	開示
<p>「平成21年度安危管第1334号 支出命令書(20894-0)(町の防災組織活動費補助金10回目)」のうち次の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>起案用紙</li> <li>支払済書</li> <li>紙添付文書表紙</li> </ul>	開示

文書名	開示決定等
<p>「平成22年度消危管第565号 平成22年度「町の防災組織」活動費補助金の交付について(第14回目)」のうち次の文書</p> <p>起案用紙 照査票 平成22年度「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(案) 平成22年度「町の防災組織」活動費補助金請求書様式 「町の防災組織」活動費補助金請求書の締切日について(案)及び請求書提出先案内文 「町の防災組織」活動費補助金請求書の締切日について及び請求書提出先案内文 横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱 横浜市補助金等の交付に関する規則 紙添付文書表紙</p>	開示
<p>「平成22年度消危管第1065号 支出命令書(19109-2)(平成22年度「町の防災組織」活動費補助金の交付について(14回目-2 MT払い))」のうち次の文書</p> <p>起案用紙 支払済書 紙添付文書表紙</p>	開示
<p>「平成23年度消危管第1866号 平成23年度「町の防災組織」活動費補助金の交付(83回目)について」のうち次の文書</p> <p>起案用紙 照査票 平成23年度「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(案) 平成23年度「町の防災組織」活動費補助金請求書様式 「町の防災組織」活動費補助金請求書の締切日について(案) 横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱 横浜市補助金等の交付に関する規則 紙添付文書表紙</p>	開示
<p>「平成23年度「町の防災組織」活動費補助金の交付(83回目)について」のうち次の文書</p> <p>交付決定団体リスト 平成23年度「町の防災組織」活動費補助金申請書類(受付番号1007)並びに同申請書に添付された事業計画書及び収支予算書</p>	一部開示
<p>「平成20年度安地第516号 平成20年度「町の防災組織」活動費補助金の交付について(第5回)」のうち、交付決定団体リスト 「平成21年度安危管第813号 平成21年度「町の防災組織」活動費補助金の交付について(第10回目)」のうち、交付決定団体リスト 「平成22年度消危管第565号 平成22年度「町の防災組織」活動費補助金の交付について(第14回目)」のうち、交付決定団体リスト</p>	一部開示
<p>平戸町町内会への「町の防災組織」活動費補助金に係る平成23年度支出命令</p>	非開示

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年6月8日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成24年6月15日 (第139回第三部会) 平成24年6月26日 (第216回第二部会) 平成24年6月28日 (第209回第一部会)	・諮問の報告
平成24年11月1日 (第145回第三部会)	・審議
平成24年11月15日 (第146回第三部会)	・審議
平成24年12月6日 (第147回第三部会)	・審議